伊万里市立東陵学園 学校施設使用要項（概要）

本校の学校施設の使用については、伊万里市立学校施設使用条例および関係規則に基づき、次のとおり取り扱います。

1 使用できる施設

使用できる施設は、運動場・体育館です。

2 開放日および開放時間

学校教育活動および施設管理に支障のない範囲で、次のとおり使用できます。

平日	原則として 校内部活動規定に定める下校完了時刻以降、 かつ午後4時30分以降
土曜日・日曜日・祝日	午前7時以降

・使用終了時刻：午後10時まで

・1回あたりの使用時間：(昼間) 7時間以内、(夜間) 5時間以内

※ 年末年始（12月29日～31日、1月1日～3日）は使用できません。

3 使用許可の申請

施設を使用する場合は、学校施設使用許可（減免）申請書に必要事項を記入し、学校へ提出してください。

申請期限	使用予定日の3日前まで
申請可能期間	申請日から1か月後の前日まで

4 使用料

施設の使用に当たっては、市の条例で定められた使用料を教育委員会へ納付します。なお、使用料は学校において申請時に受理します。

5 使用料の減免

市の規則に定める減免対象に該当する場合は、規定に基づき使用料が減額または免除されます。